

## 同志社共済組合遺児育英資金給付規程細則

施行 1996年4月1日

### (目的)

第1条 この細則は、同志社共済組合遺児育英資金給付規程（以下「規程」という。）の施行に関して必要な事項を定める。

### (支給方法)

第2条 規程第5条に定める育英資金の支給については、申請者の指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

### (受給資格の確認)

第3条 規程第7条に定める申請手続のうち、受給資格確認のため申請者は、毎年4月末日までに次の各号に掲げる書類を共済組合に提出しなければならない。

- (1) 遺児育英資金受給継続申請書 1通
- (2) 第1項第2号から第4号までの書類 各1通
- (3) その他支給に当たって共済組合が必要とする書類

### (申請書類の内容)

第4条 規程第7条に定める申請手続に必要な書類の内容は、次のとおりとする。

- (1) 住民票は、死亡した組合員の配偶者及び遺児を含む全員の住民票（継続の場合は毎年4月現在のもの）とする。ただし、遺児が遠隔地の学校等に在学している場合は、その居住している地域の住民票を添付する。
- (2) 小学校及び中学校に在学している遺児については、在学証明書の提出は不要とする。
- (3) 所得証明書は、源泉徴収票、確定申告書の控え（写し）及び市区町村長が発行する課税証明書等前年の所得が確認できるものとする。

### (受給資格の認定)

第5条 共済組合は、申請者から提出された申請書類に基づき速やかに受給資格の認定を行い、申請者にその結果を通知する。

### (限度額の基準)

第6条 規程第9条第1号に定める限度額の基準については、同志社大学奨学金の基準額を準用する。

### 附 則

この細則は、1996年4月1日から施行する。